

東日本電信電話株式会社と「災害時における相互協力に関する基本協定」を締結しました

県は、東日本電信電話株式会社と、「災害時における相互協力に関する基本協定」を締結しました。

本協定は、災害時における協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結します。

1 協定の名称

「災害時における相互協力に関する基本協定」

2 協定の相手方

東日本電信電話株式会社群馬支店
(群馬県高崎市高松町3番地)
支店長 徳永 健太郎

3 協定施行日

令和2年10月6日

※協定締結式は行わず、協定書の押印をもって締結とします。

4 主な協定内容

- (1) 情報連絡体制の構築・強化
- (2) 災害時に優先復旧を実施する重要施設リストの確認
- (3) 通信復旧の妨げとなる障害物等の除去
- (4) 指定避難所等への通信手段の確保
- (5) 計画的な樹木伐採の取組等による通信中断の未然防止

